

平成22年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	2. 人権施策推進費			
項	1. 総務管理費	細事業名	2. 人権施策企画費			
目	19. 人権推進費	担当課・係	自治人権推進課		(執行課: 自治人権推進課)	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	800	要 求									800
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	英知を伝え、心豊かに明日を育むまちづくり / すべての市民の人権を尊重するまちづくり / 人権啓発の効果的な推進を図るため、人権施策推進指針の策定に取り組みます										
	【人権に関する市民意識調査に関する業務】	施策体系コード	03-01-01-10-10			事業番号	46-1						
	市民の人権意識や人権問題の現状など、人権施策の推進に係る基礎資料を得るため、人権に係る市民意識調査を実施します。	総事業費	800			事業期間	平成22年度～平成22年度						
		年度別事業費	21年度	22年度									
			5,000	800									
		(事業実施に関する根拠法令) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年12月6日法律第147号)											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 市民の人権意識のみならず、地域社会のあり方(地域での支え合いの活動等)が人権意識にどのような影響を与えているのかについての資料を得るため、市民意識調査を実施する。なお、調査票の配布・回収及び単純集計については前年度に実施し、当年度はクロス集計、分析、報告書作成を行うものとする。	(事業の目的) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年12月6日法律第147号)、人権尊重・人権擁護都市宣言(平成9年2月24日)、佐倉市人権尊重のまちづくり指針(平成20年4月改定)の趣旨にのっとり、人権施策の推進を図る。	(事業の効果) 調査結果をもとに、人権尊重のまちづくりについての施策のあり方を点検することができ、人権施策の効果的な展開を期待できる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 人権施策の究極の対象は、市民一人ひとりの意識という部分になってくることから、目に見える形で施策の効果を測定しにくく、定期的にこのような調査事業を繰り返していく必要があると考えている。